

オープンカウンター方式による見積依頼について

令和7年6月20日

福島県警察本部

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から有効な見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積書の提出依頼です。

提出期限までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低価格を提示された事業者を契約の相手方とします。見積参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

《留意事項》

1 見積書を提出する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、心身の故障により契約締結の同意ができない者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 見積書の提出先及び問い合わせ先

福島県警察本部会計課調度係

〒960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

代表電話番号 024-522-2151（内線2273）

3 調達案件名

A重油10,000リットル購入

別紙（案件番号 001）オープンカウンター仕様書のとおり

4 見積書提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで

※ 見積書は、持参、郵送及び電子メールを問わず締切日時までとし、郵送又は持参の場合は封筒の表に「(案件番号 001) オープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。

電子メールの場合はタイトルに「(案件番号 001) オープンカウンター見積書 送付」と標記してください。

なお、提出した見積書を書換又は撤回することはできません。

5 見積書内容

見積書の様式は、以下の内容を満たしていれば各社の見積書で結構です。

- (1) 見積書作成年月日
- (2) 宛名（「**支出負担行為担当官 福島県警察会計担当官**」）
- (3) 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印（※押印については、省略することも可能となりましたので、省略する場合は、県警HPの「国の契約等の手続きにおける押印等の省略について」をご参照の上ご提出ください。）
- (4) 案件名称
- (5) 見積金額（消費税抜）

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの
- (3) 同一の見積書について、2通以上提出された見積書の全て
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 調達件名、見積額の記載のないもの
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 提出期限までに到達しなかったもの
- (10) 見積書作成に当たり、鉛筆や消せるボールペン等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの
- (11) その他見積りに関する条件に違反したもの

7 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格を提示した者を契約相手方といたします。
- (2) 上記において同価の見積が2者以上ある場合には、予決令第83条の規定の例に倣い、くじ引きにより決定します。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、再度のオープンカウンター実施又は別途選定した者へ見積書の提出を依頼し、随意契約の協議を行

うことができるものとします。

- (4) 見積額は、特段の指示がない場合、当該調達案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜）を記載してください。
- (5) 契約金額は、契約の相手方となる者の提出した見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てる。）となります。
- (6) 契約の相手方には、請書を提出していただきます。

8 見積合わせ結果の連絡

- (1) 契約相手方として決定した者にのみ連絡します。
- (2) 他の参加者から問い合わせがあった際は、決定業者及び金額について回答します。

9 その他

- (1) 調達案件等の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (2) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) この実施要領に定めのない事項は、会計法（昭和22年法律第55号）及び予決令の規定によります。
- (4) 契約担当官等の都合により、見積依頼途中であっても、調達を中止する場合があります。

オープンカウンター仕様書

案件番号	001
件 名	A重油10,000リットル購入
納入場所	福島県福島市蓬莱町一丁目1番1号 福島県警察学校
納入期限	令和7年7月18日(金)
見積書提出先等	郵便番号 960-8686 住 所 福島県福島市杉妻町5番75号 名 称 福島県警察本部 会計課(調度係) 連 絡 先 代表電話 024-522-2151 内線(2273) 電子メール fp-tyoudo@police.pref.fukushima.jp
見積書提出期限	令和7年7月4日(金)午後5時まで

請 書 (案)

契約事項 A重油10,000リットルの納品

契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

受注条件

- 1 納入期限 令和7年7月18日 (金)
- 2 納入場所 福島県警察学校
- 3 納入遅滞料
物品の納入が納入期限に遅れた場合、遅滞料として納入期限の翌日から起算して、遅滞一日ごとに未納物品の契約金額の1000分の3相当額を支払うものとする。
- 4 支払条件
納入後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 5 支払遅延利息
「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 6 契約解除に対する違約金
本契約条項を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを行い解除する。
- 7 暴力団排除
この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守する。

上記の金額及び受注条件をもって貴官の指示どおり履行することをお請けします。

令和7年 月 日

支出負担行為担当官
福島県警察会計担当官 様

住 所
氏 名

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。